

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和5年 6月16日	
山口県知事 殿	
提出者	
住 所 山口県光市大字島田3434番地	
氏 名 日本製鉄株式会社 九州製鉄所 大分地区 光鋼管部 部長 廣畑 憲明	
電話番号 0833-58-0327	
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	日本製鉄株式会社 九州製鉄所 大分地区 光鋼管部
事業場の所在地	山口県光市大字島田3434番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	鉄鋼業・鋼管製造業 [2234] ※H19年11月改定 日本標準産業分類
②事業の規模	39,501百万円
③従業員数	277人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙「産業廃棄物の発生と処理の工程」のとおり

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
別紙「管理体制図」のとおり		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり
	排出量	
	(これまでに実施した取組) ・ 製品製造工程の改善 ※製品歩留や生産性の向上により製品当りの排出量を抑制 ・ 資源循環 ※分別強化をベースに金属スケールや廃油の買取り業者発掘	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり
	排出量	
	(今後実施する予定の取組) ・ 製品製造工程改善の継続 ※新たなシーズの発掘と具現化を推進 ・ 資源循環のための情報収集と、有益情報の具現化	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 廃棄物の分別ボックスや置場の整備 (廃油缶の置場を設置) ・ ISO14001運用をベースにした従業員への教育指導	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 廃棄物の分別ボックスや置場の保全 ・ 従業員への教育指導の継続	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) <div style="text-align: center; border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;">該当なし</div>		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) <div style="text-align: center; border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;">該当なし</div>			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

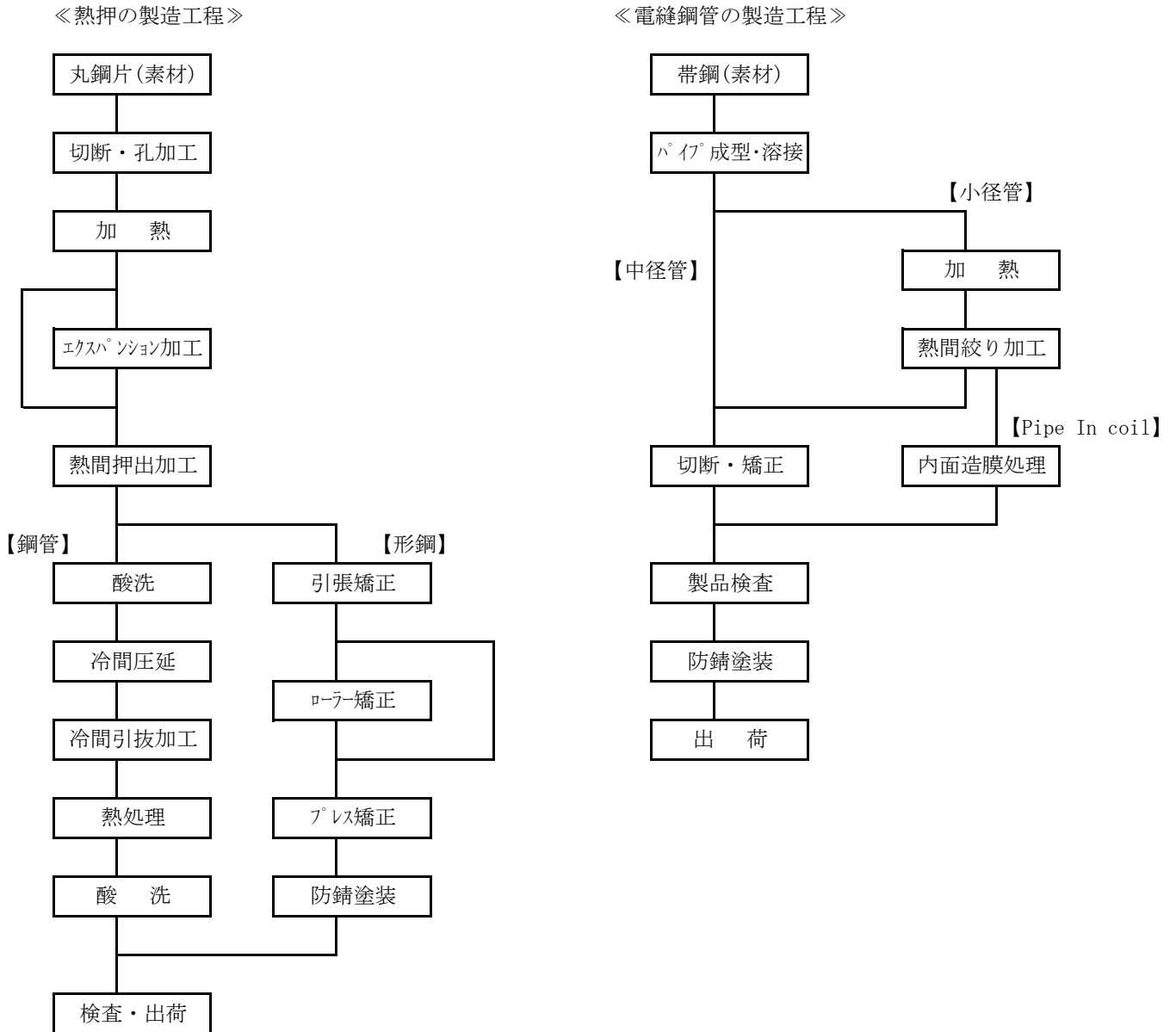
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
<div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; display: inline-block;">該当なし</div>			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	全処理委託量		
	優良認定処理業者への処理委託量		
	再生利用業者への処理委託量		
	認定熱回収業者への処理委託量		
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 処分委託業者の現地確認の定期実施と、これに基づく業者選定 ・ 処分委託業者に目が行き届く様に近隣の業者に集約 ・ 電子マニフェストの利用原則化（工事請負業者含む） 			

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への 処理委託量	
	再生利用業者への 処理委託量	
	認定熱回収業者への 処理委託量	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	
	(今後実施する予定の取組) ・これまでの処分委託先の現地確認に重点を置いた取組の継続 ・各工場管理職の廃棄物管理知識向上 ⇒ 処分委託先現地確認同行（自分達の排出物の処分状況認識） ⇒ 特別管理産業廃棄物管理責任者講習への派遣（係長以上）	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

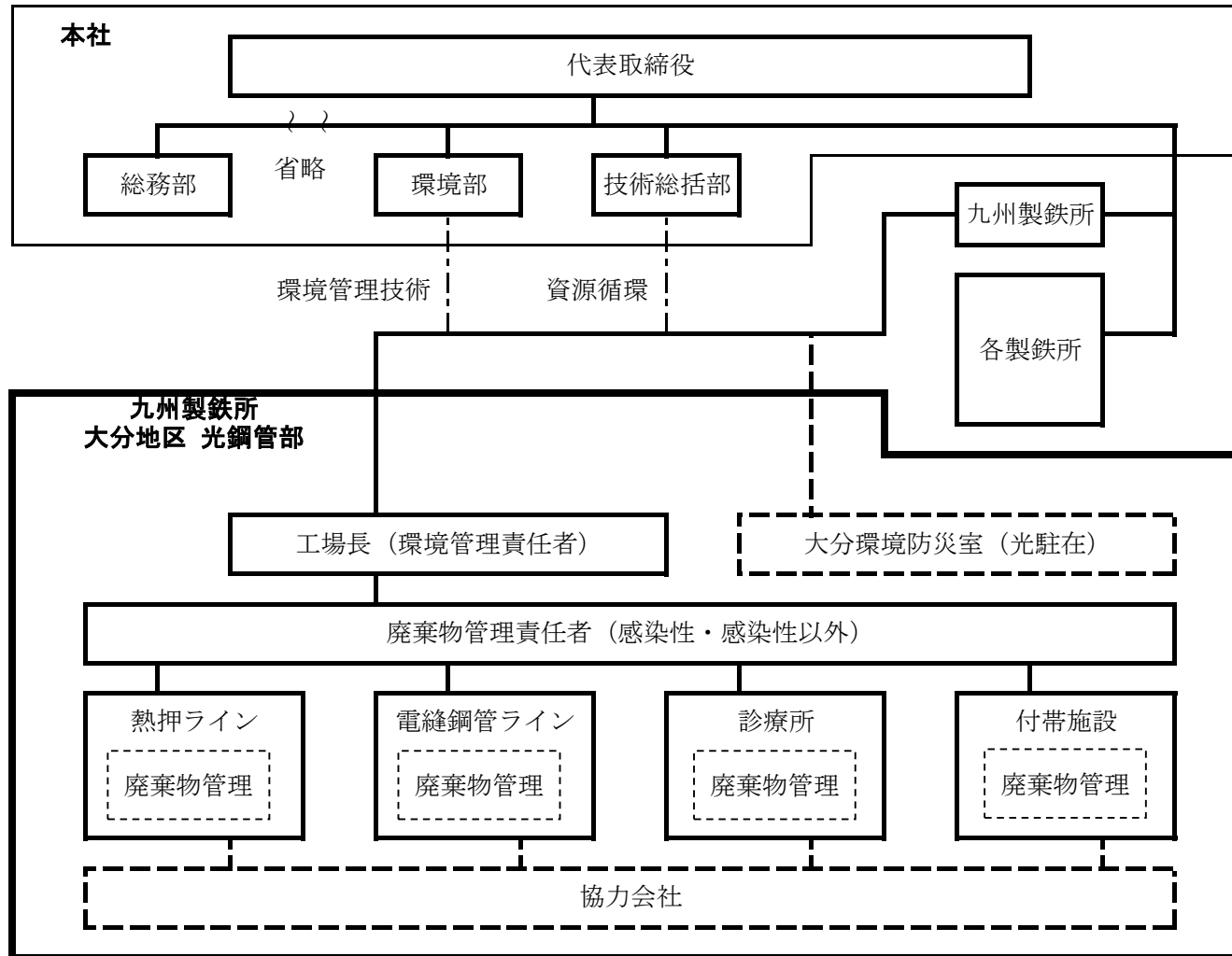
産業廃棄物の発生と処理の工程



各工程から「汚泥」「廃油」「廃プラ」などの廃棄物が発生
これら廃棄物を出来る限り分別回収し、以下の考え方で処理

- ・「金属くず」「廃油」「廃プラ」など ⇒ 可能なものを再資源化
- ・「汚泥」「がれき類」等 ⇒ 可能なものを原材料などへ再利用

管理体制図



多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和5年度計画)

別紙2-1

多量排出事業者 名称	日本製鉄株式会社 九州製鉄所 大分地区 光鋼管部	所在地(市町名)	光市	事業の種類	鉄鋼業・鋼管製造業 [2234]
------------	--------------------------	----------	----	-------	---------------------

(単位:トン)

区分	種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産	燃え殻																				
	汚泥	91	100								91	100	91	100	0	0	0	0	0	0	0
	廃油	934	900								934	900	934	900	0	0	0	0	0	0	0
	廃酸	1	1								1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1
	廃アルカリ	2	1								2	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0
	廃プラスチック類	27	30								27	30	27	30	1	1	0	0	0	0	0
	紙くず												0	0	0	0	0	0	0	0	0
	木くず	18	30								18	30	18	30	0	0	0	0	0	0	0
	繊維くず												0	0	0	0	0	0	0	0	0
	動植物性残さ												0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃	動物系固形不要物												0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ゴムくず												0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金属くず	61	50								61	50	61	50	0	0	0	0	0	0	0
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	418	390								418	390	418	390	0	0	0	0	0	0	0
	ぬいじん												0	0	0	0	0	0	0	0	0
	がれき類	0	0								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	動物のふん尿																				
	動物の死体																				
	ばいじん																				
	13号廃棄物																				
計 (A)	1,552	1,502	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,552	1,502	1,552	1,502	1	1	0	0	1	1